

群馬大学医学部附属病院周産母子センター規程

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 17. 4. 1 平成 19. 4. 1
平成 26. 4. 1 平成 29. 10. 10
平成 30. 4. 1 令和 8. 4. 7

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学医学部附属病院周産母子センター（以下「周産母子センター」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 周産母子センターは、周産期医療の高度化・効率化及び全人的・包括医療の確立を図り、あわせて、教育・研究業務への支援を推進し、広く医学・医療の向上及び発展に貢献することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 周産母子センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不妊患者・妊婦（胎児）・新生児に対する治療及び教育に関すること。
- (2) 周産期医療の地域医療体制の確立に関すること。
- (3) 周産期救急医療及び先進医療の実践に関すること。
- (4) 専門外来との連携及び紹介に関すること。
- (5) 新生児の健やかな発育・成長の支援に関すること。
- (6) 臨床実践教育の支援に関すること。
- (7) 科学的根拠に基づく医療の実践及び教育の支援に関すること。

(職 員)

第 4 条 周産母子センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 周産母子センター長
- (2) 周産母子副センター長
- (3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうち周産母子センターの担当を命ぜられた者
- (4) 医療技術職員
- (5) その他必要な職員

(運営委員会)

第 5 条 周産母子センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院周産母子センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、周産母子センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第 6 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 周産母子センター長
- (2) 周産母子副センター長
- (3) 周産母子センターから選出された教員 若干人

(4) 関係診療科から選出された教員 若干人

(5) 看護部長又は看護部副部長

(6) 看護部から選出された看護師長 若干人

(7) 医事課長

(任期)

第7条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、周産母子センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、周産母子副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、周産母子センターの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に、この規程の施行日に周産母子センター部長及び周産母子センター副部長になるべき者として選考された周産母子センター長及び周産母子副センター長は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。